

英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査(ポイント)について

平成28年6月
日本証券業協会

調査報告書〈ポイント目次〉

I. 英国ISA恒久化の議論 ……P. 2

II. 英国ISAの最近の状況・評価 ……P. 7

III. 英国ISAの今後の展望 ……P. 14

付録 英国ISAの制度概要 ……P.17

I. 英国ISA恒久化の議論(背景)



- ◆ 2006年に英国財務省がISAの効果検証を行い、2008年にISA恒久化が決定
- ◆ 英国政府が積極的に業界の声に耳を傾けた結果として実現

年	恒久化への道筋
1999年	ISA導入 (口座開設期間は10年間の期限付き(注))
2006年 (7年目)	英国財務省による効果検証 業界団体の提言・要望
2008年 (9年目)	ISA制度恒久化

(注) 日本のNISAは非課税期間が5年であるのに対し、英国のISAは当初から非課税期間の制約がなかった点は、日本と大きく異なる。

(出所) 英国歳入関税庁資料等より日本証券業協会作成

(参考) 英国財務省による効果検証(2006年)

- ・ **1,600万人以上がISAを保有**
1999年当時にTESSA・PEPを使用していた人口の2倍以上
- ・ **低所得者層も活用**
年収20,000ポンド未満が利用者全体の6割超
- ・ **若年層の利用拡大**
45歳未満が利用者全体の4割超

(参考) PEPとISAの業界団体による要望とその後の制度改革

- ◆ 要望書には口座開設期間10年の恒久化など16項目が掲げられ、うち12項目が2016年6月時点で対応済み・予定

2006年の業界要望(抜粋)	制度改革
・MiniとMaxiの区分廃止	・2008年4月に廃止。
・拠出限度額の引上げ	・2008年4月に最初の引上げ
	・2011年以降は原則インフレ連動で引上げ
・預金型から株式型への移管	・2008年4月に預金型から株式型への移管解禁。
	・2014年7月に株式型から預金型への移管解禁。
・PEPのISAへの統合	・2008年4月に統合。
・AIM等をISAの対象に	・2013年7月にAIM等も対象に。
・ISAの配偶者による相続	・2015年4月から可能に。(対象は2014年12月以降。)
・ISAの2020年までの延長	・2008年4月に恒久化。
・ISAにおける資産形成に対するさらなるインセンティブ付与	・2015年12月にヘルプ・トゥ・バイISA導入。
	・2017年4月にライフタイムISA導入(予定)。
・CTF⇒ISAのロールオーバー	(・2011年11月にジュニアISA導入。)
	・2015年4月以降、CTFからジュニアISAへの移管が可能に。
・退職ISA(Retirement ISA)	・2017年4月にライフタイムISA導入(予定)。
・CTFの対象者拡大	・2011年11月にジュニアISA導入。
・一生涯をカバーする資産形成制度	・2011年11月にジュニアISA導入。
	・2017年4月にライフタイムISA導入(予定)。

(出所)PIMA “ISA Review 2006 –Proposals submitted to HM Treasury”, July 2006より日本証券業協会作成

I . 英国ISA恒久化の議論(評価)



◆ 恒久化を契機に、ISAが国民に広く受け入れられている

➤ 恒久化以降、ISA資産残高が大幅に増加

- 2015年現在の残高は4,830億ポンド(恒久化する2008年の約1.7倍)

➤ 英国の成人人口の約半数が利用

➤ ISAをベースに様々な資産形成支援策を展開

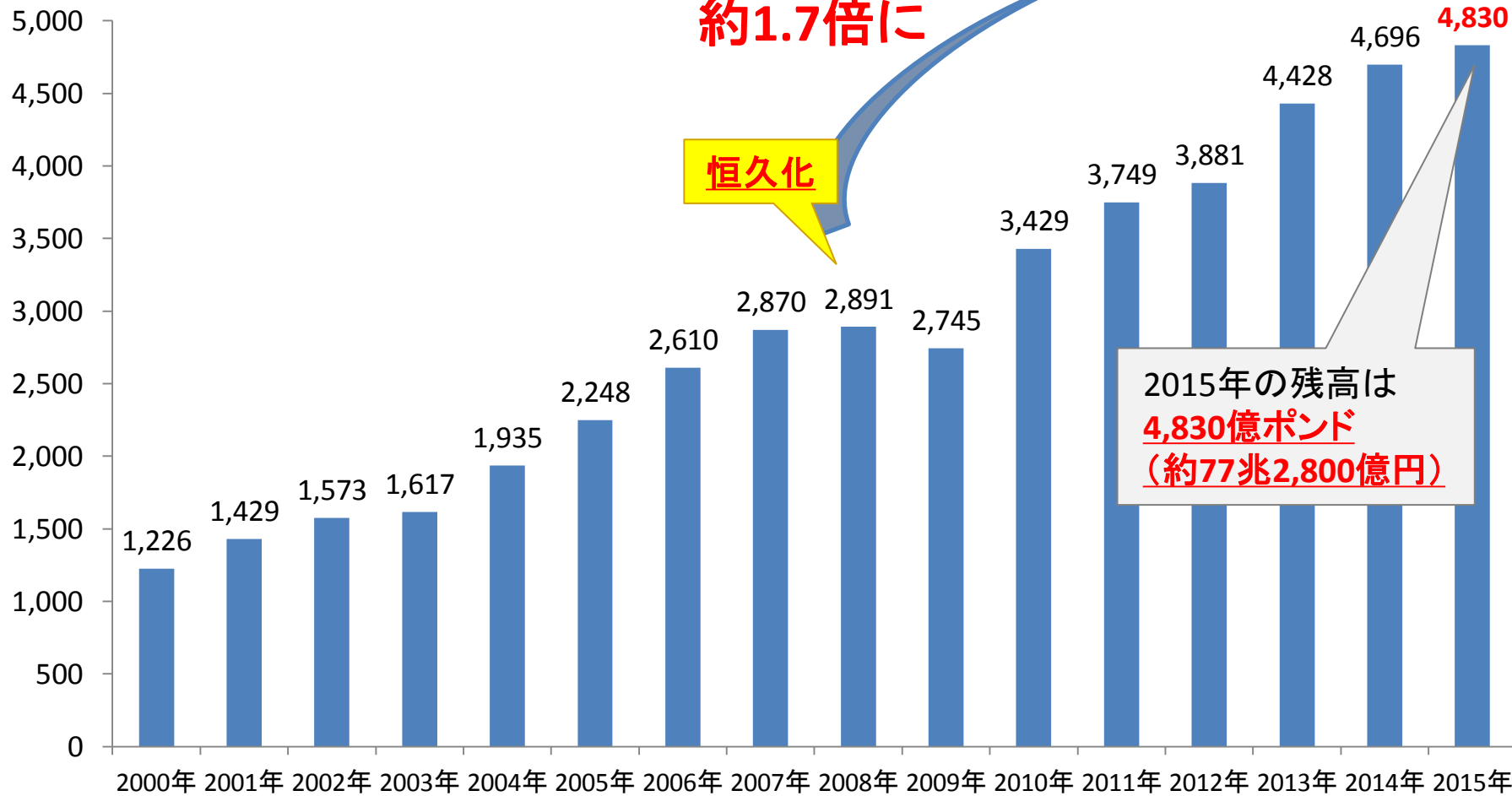
- 住宅購入支援のためのヘルプ・トゥ・バイISA
- 給与天引きで資産形成が可能なワークプレイスISA ...等

【ISAの評価・・・英国財務省のコメント(2016年4月インタビューより)】

- 政府にとっては将来にわたってISA内の資産から生じる利益に係る歳入が年間で35億ポンド程度失われることになるが、私的年金の控除に対する歳入減と比べると10分の1程度であるため、コストも抑えることができる。
- 制度導入時には英国国民の貯蓄率の向上を目的としていたが、現在では英国経済全体の活性化への貢献が貯蓄率の向上を上回る便益がある。

(参考1) ISA資産残高の変遷

(億ポンド)



恒久化以降
約1.7倍に

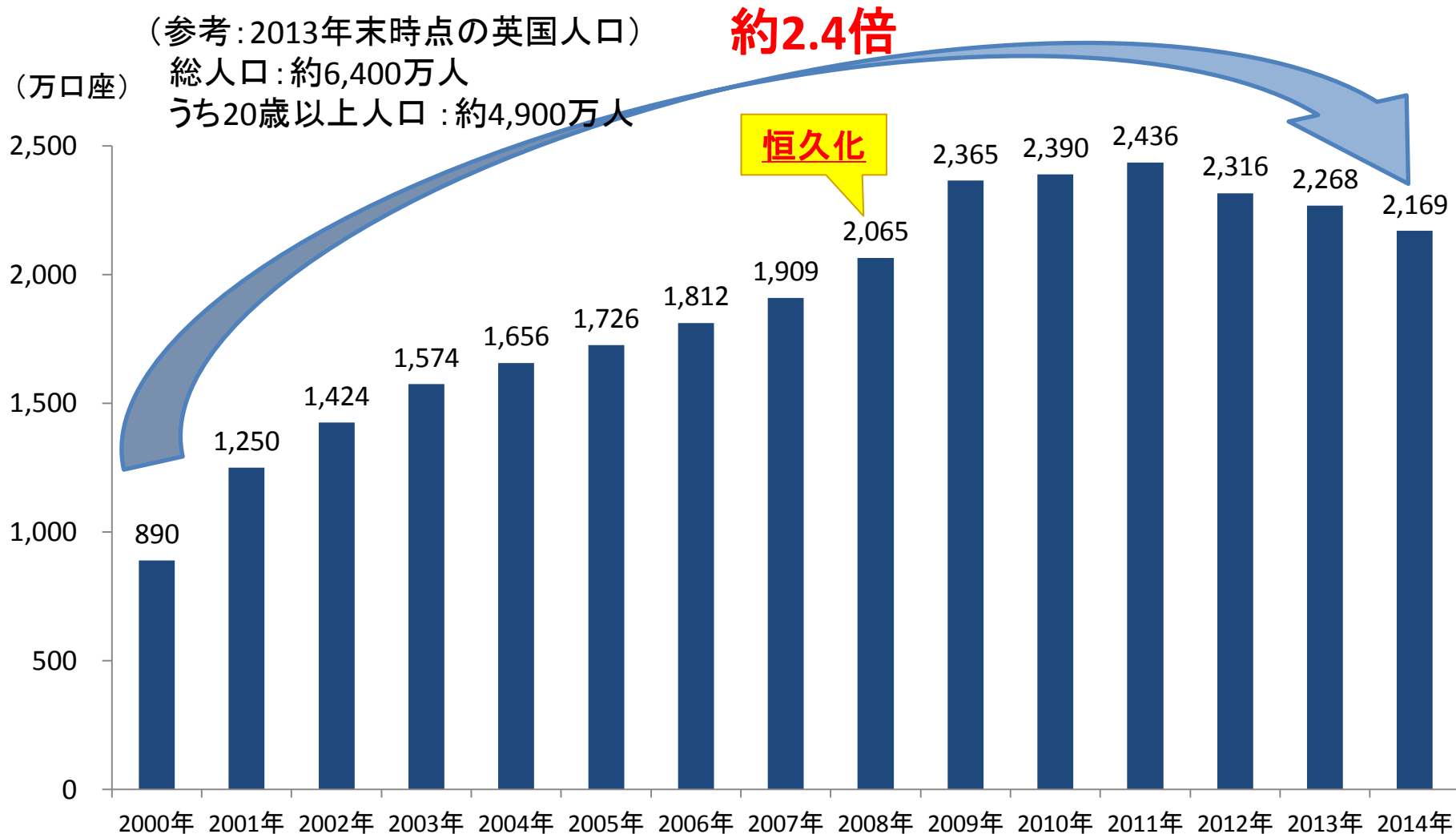
恒久化

2015年の残高は
4,830億ポンド
(約77兆2,800億円)

(注) 各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高。

(出所) 英国歳入関税庁 “Individual Savings Account (ISA) Statistics”, August 2015より日本証券業協会作成

(参考2) ISA口座数の変遷

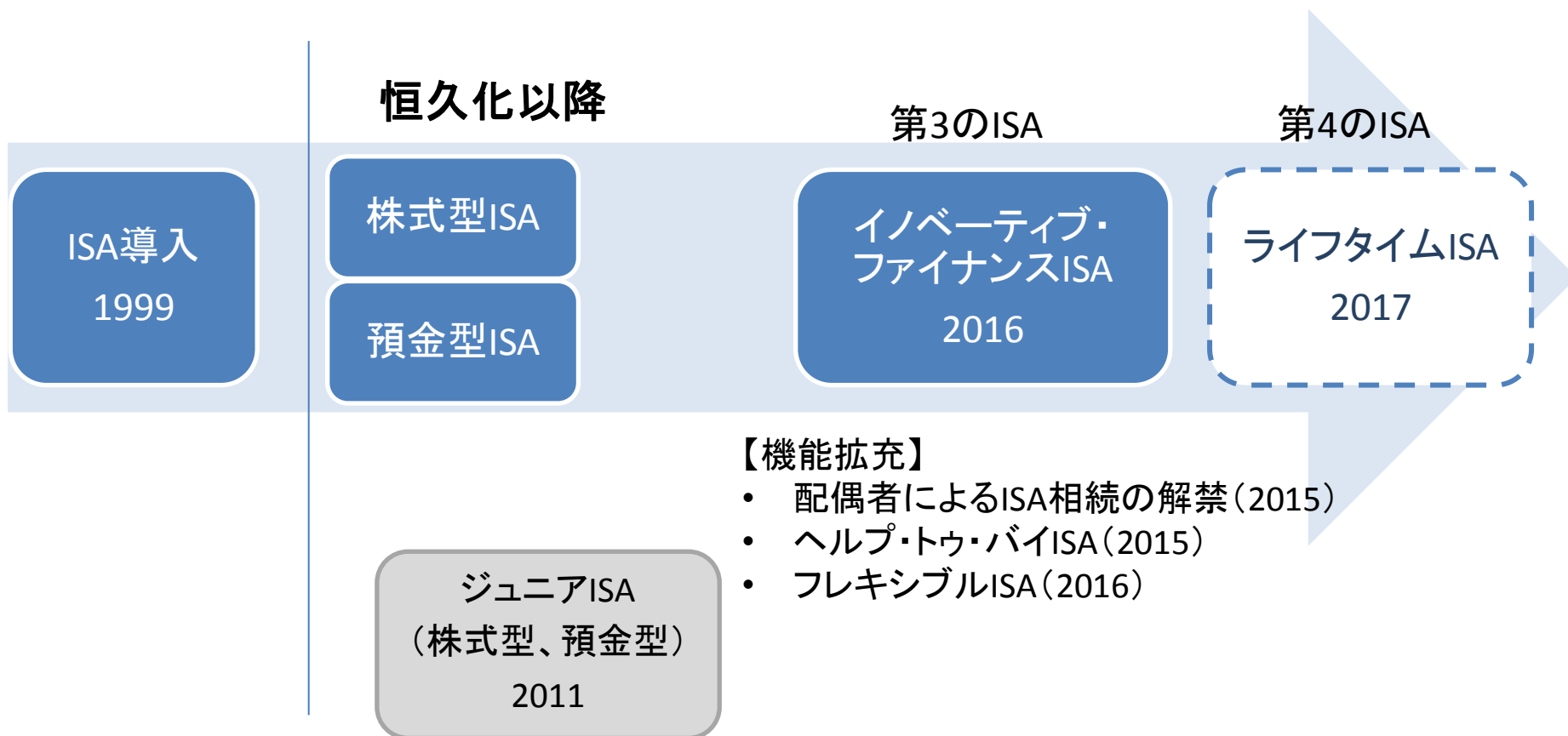


(注) 各年の4月5日(英国課税年度末)現在の口座数。

(出所) 英国歳入関税庁 “Individual Savings Account (ISA) Statistics”, August 2015より日本証券業協会作成

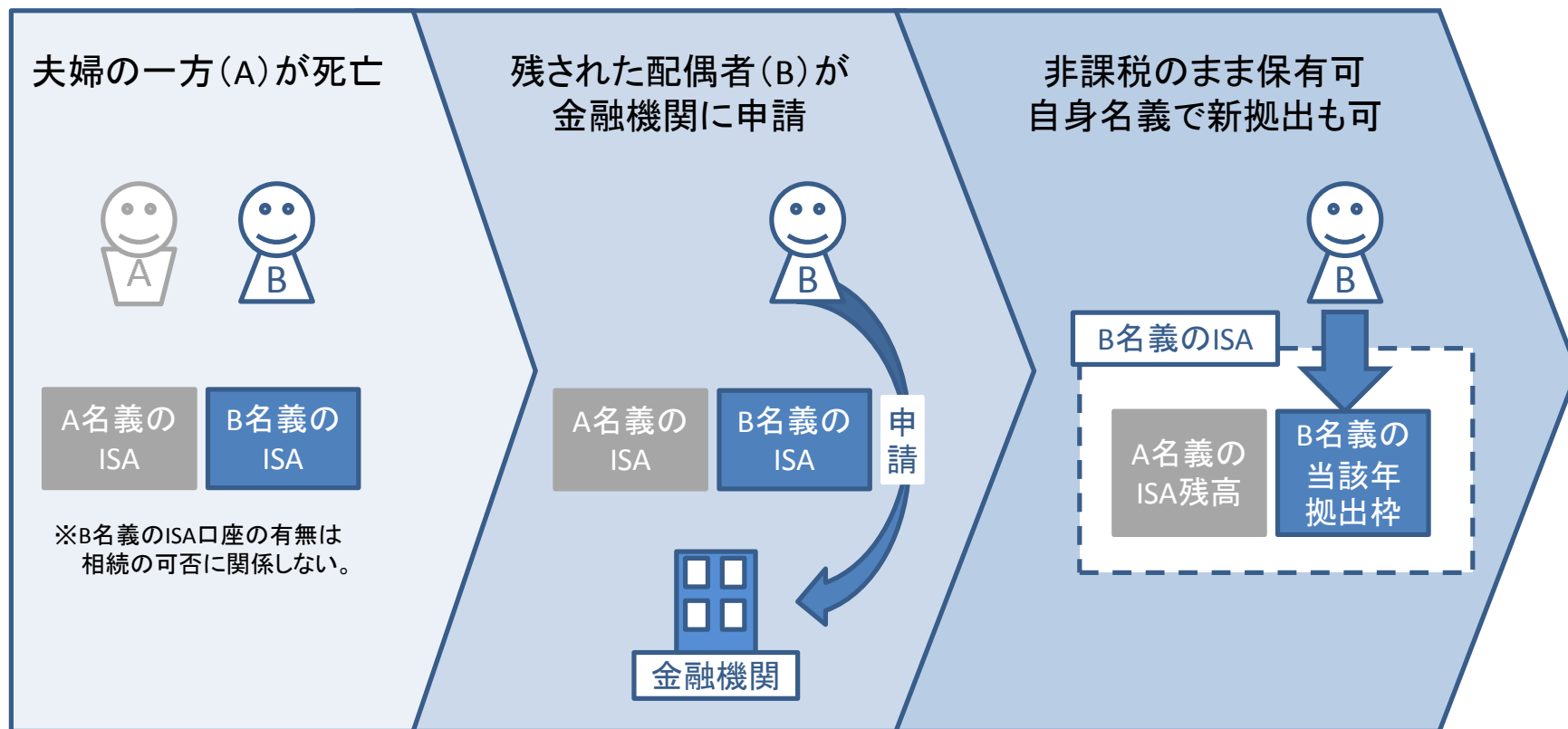
Ⅱ. 英国ISAの最近の状況・評価

- ◆ 2016年4月、第3のISAとしてイノベーティブ・ファイナンスISAを導入
- ◆ 2017年4月、第4のISAとしてライフタイムISA導入を検討
- ◆ 配偶者によるISA相続の解禁やヘルプ・トゥ・バイISA導入など機能拡充や拠出限度額の引上げも実施



(参考3) 配偶者によるISAの相続

- ◆ 2015年4月から、ISAを利用していた配偶者が死亡し、生存している配偶者がそのISA資産を相続した場合、そのISA資産を自身のISA口座で引き続き保有することができるようになった

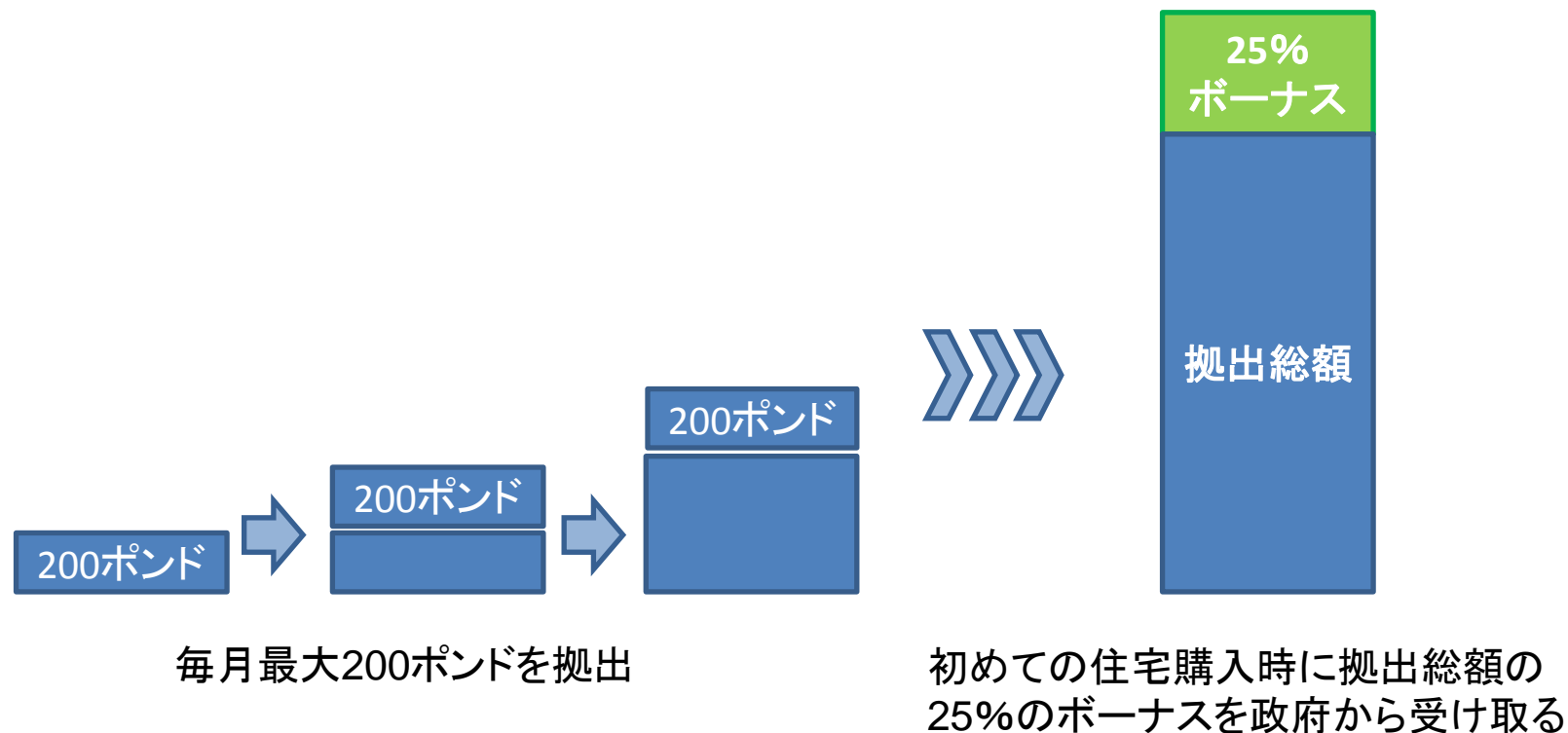


(注) 適用対象者は2014年12月3日以降の死亡者から。

(出所) 英国歳入関税庁 "Guidance: additional permitted subscriptions for the spouse/civil partner of a deceased ISA investor", July 9, 2015より日本証券業協会作成

(参考4-1) ヘルプ・トゥ・バイISA

- ◆ 預金型ISAの拡充策として、2015年12月1日から導入
- ◆ 既存のヘルプ・トゥ・バイという住宅購入支援策をISAにも拡充したもの
- ◆ ヘルプ・トゥ・バイISAは、専用の預金型ISAを開設し、資金を拠出することで、口座開設者が初めて住宅を購入する際に、拠出総額の25%のボーナスを政府から非課税で受け取ることができる制度
- ◆ 2016年3月までに35万人が利用



(出所)英国歳入関税庁資料より日本証券業協会作成

(参考4-2) ヘルプ・トゥ・バイISAの概要(2016年)

	ヘルプ・トゥ・バイISA
導入時期	2015年12月1日
制度概要	初めての住宅購入時に政府から拠出額の25%のボーナス(最大3,000ポンド)を受け取ることができる。
口座開設者	満16歳以上の居住者 (※初めて住宅を購入する者に限る。)
口座開設期間	4年
非課税期間	恒久
対象商品	預金、MMF等
非課税対象	利子、政府ボーナス
拠出上限額	口座開設時: 1,000ポンド
	毎月: 200ポンド
	最大拠出総額: 12,000ポンド
住宅価格上限額	ロンドン: 450,000ポンド
	ロンドン以外: 250,000ポンド
スイッチング	可能

(出所) 英国歳入関税庁資料より日本証券業協会作成

(参考5) イノベーティブ・ファイナンスISA

- ◆ 2016年4月から、対象商品をpeer to peer loan(ウェブサイトを通じた個人間の融資)とするイノベーティブ・ファイナンスISA導入
- ◆ 対象商品以外の制度については、既存の株式型ISA、預金型ISAと同じ

	イノベーティブ・ ファイナンスISA
導入時期	2016年4月6日
口座開設者	満18歳以上の居住者
口座開設期間	恒久
非課税期間	恒久
対象商品	peer to peer loan、現金
非課税対象	利子等
拠出限度額	株式型、預金型及び イノベーティブ・ファイナンスISAの 合計で15,240ポンドまで(2016年度)
スイッチング	可能

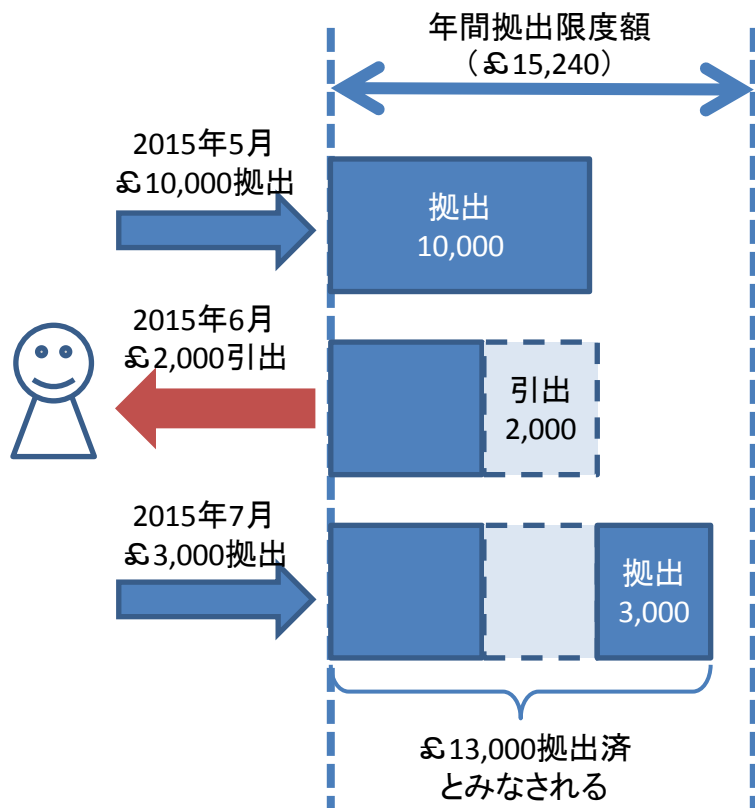
(出所)英国歳入関税庁資料より日本証券業協会作成

(参考6) フレキシブルISA

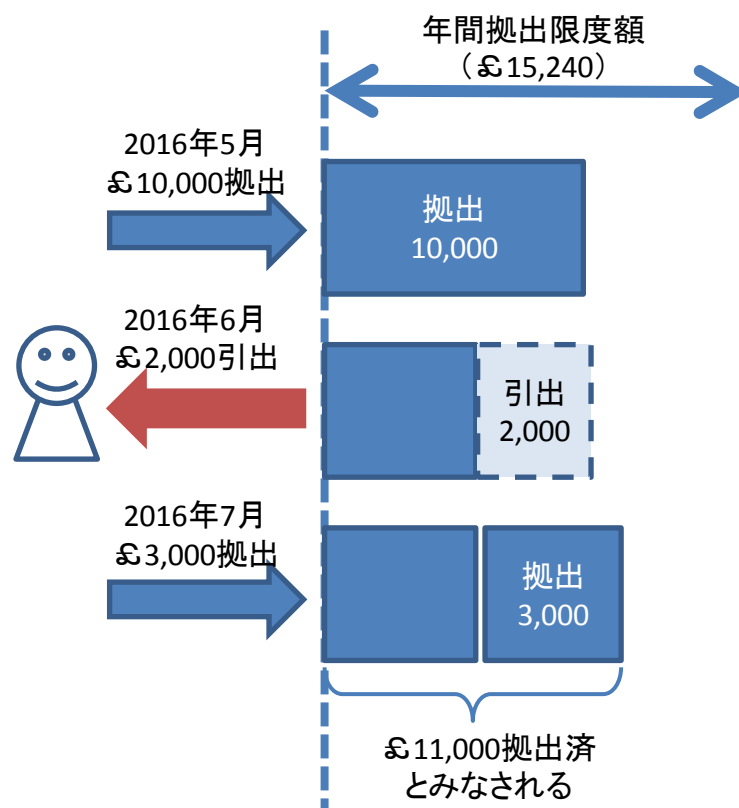
- ◆ 2016年4月から、ISA口座から資金を引き出しても、同課税年度中(4月6日から翌年4月5日まで)に戻し入れれば新たな拠出とみなされないこととされた

フレキシブルISAの適用(例)

改正前(2016年3月以前)



改正後(2016年4月以降)



(参考7) 年間拠出限度額の引上げ

- ◆ 2017年4月より、年間拠出限度額を15,240ポンドから20,000ポンド
(約320万円)に増額(予定)

(単位:ポンド)

課税年度 ^(注1)	株式型ISA及び 預金型ISAの 合計年間拠出限度額	預金型ISAの 年間拠出限度額	イノベーティブ・ ファイナンスISAの 年間拠出限度額	ライフタイムISAの 年間拠出限度額
1999—2007	7,000	3,000	—	—
2008	7,200	3,600	—	—
2009	7,200 ^(注2) / 10,200 ^(注3)	3,600 ^(注2) / 5,100 ^(注3)	—	—
2010	10,200	5,100	—	—
2011	10,680	5,340	—	—
2012	11,280	5,640	—	—
2013	11,520	5,760	—	—
2014	2014年6月まで11,880	2014年6月まで5,940	—	—
	2014年7月から15,000 ^(注4)			
2015	15,240 ^(注4)		—	—
2016	15,240 ^(注5)			—
2017	20,000ポンド ^(注6)			

- (注) 1. 課税年度は各年4月6日から。
 2. 50歳未満のISA開設者に適用された年間拠出限度額。
 3. 2009年10月6日以降、50歳以上のISA開設者に適用された年間拠出限度額。
 4. 株式型ISA及び預金型ISAの合計年間拠出限度額。
 5. 株式型ISA、預金型ISA及びイノベーティブ・ファイナンスISAの合計年間拠出限度額。
 6. 株式型ISA、預金型ISA、イノベーティブ・ファイナンスISA及びライフタイムISAの合計年間拠出限度額。
 (ライフタイムISAには個別に4,000ポンドの年間拠出限度額も設定されている)

(出所) 英国歳入関税庁及び英国財務省資料より日本証券業協会作成

➤ 年金制度改革

- 住宅購入や退職後のための資産形成を支援するため、ライフタイムISAを導入予定
- 英国の年金制度はコスト高であり、ISAと同様にTEE型(拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税)への変更も検討されている

➤ 投資教育の充実

- お金の取扱いに関する姿勢・習慣の多くは7才までに形成されるという
- 英国では、ISAなど税制面での資産形成支援制度というハード面の整備を進める一方、投資教育というソフト面の充実にも取り組むことで、家計の資産形成支援効果を一層高めようとしている

➤ ISA業者の多様化

- アドバイザリーギャップ解消のため、非富裕層向けに、オンライン上で個人に合わせたポートフォリオを提案するサービスを提供する金融機関も現れ、ISA業者はますます多様化していくと考えられる

◆ 次世代の住宅購入や退職後のための長期的な資産形成を支援するために、新たにライフタイムISAを導入

	ライフタイムISA
導入時期	2017年4月
制度概要	初めての住宅購入時もしくは60歳の誕生日以降に非課税で払い出すことができる。政府から拠出額の25%のボーナス(最大32,000ポンド)を受け取ることができる。
口座開設者	満18歳以上40歳未満の居住者
資金拠出期間	50歳の誕生日まで
非課税期間	60歳の誕生日まで
対象商品	預金型ISA及び株式型ISAと同様
非課税対象	配当、譲渡益、利子、政府ボーナス
拠出上限額	年間拠出限度額: 4,000ポンド
	最大拠出総額: 128,000ポンド
住宅価格上限額	450,000ポンド
スイッチング	可能

(出所) 英国歳入関税庁資料より日本証券業協会作成

(参考9) 英国における投資信託のISA保有額の変遷

(2000年～2015年)



(注) ISA保有残高は各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高。

(出所) 英国歳入関税庁 “Individual Savings Account (ISA) Statistics”, August 2015より日本証券業協会作成

- ISA制度の概要(2016年) ...P.18
- ジュニアISA制度の概要(2016年) ...P.19
- ジュニアISAの稼働口座数の変遷(2012年～2015年) ...P.20
- ジュニアISAの資産残高の変遷(2012年～2015年) ...P.21

ISA制度の概要(2016年)

	ISA(英国)			NISA(日本)
	株式型ISA	預金型ISA	イノベーティブ・ファイナンスISA	
導入時期	1999年4月6日		2016年4月6日	2014年1月1日
口座開設者	満18歳以上の居住者	満16歳以上の居住者	満18歳以上の居住者	満20歳以上の居住者 (※口座開設年の1月1日現在時点)
口座開設期間	当初は10年間の予定であったが、2008年に恒久化		恒久	10年(2014年～2023年)
非課税期間	恒久			5年
対象商品	株式、債券、投資信託、 保険等	預金、MMF等	peer to peer loan、現金	上場株式、株式投資信託等
非課税対象	配当、譲渡益、利子等	利子	利子等	配当、譲渡益
拠出限度額	株式型、預金型及びイノベーティブ・ファイナンスISAの 合計で15,240ポンドまで(2016年度)			年間合計で120万円まで (※手数料は含まない)
スイッチング	可能			不可

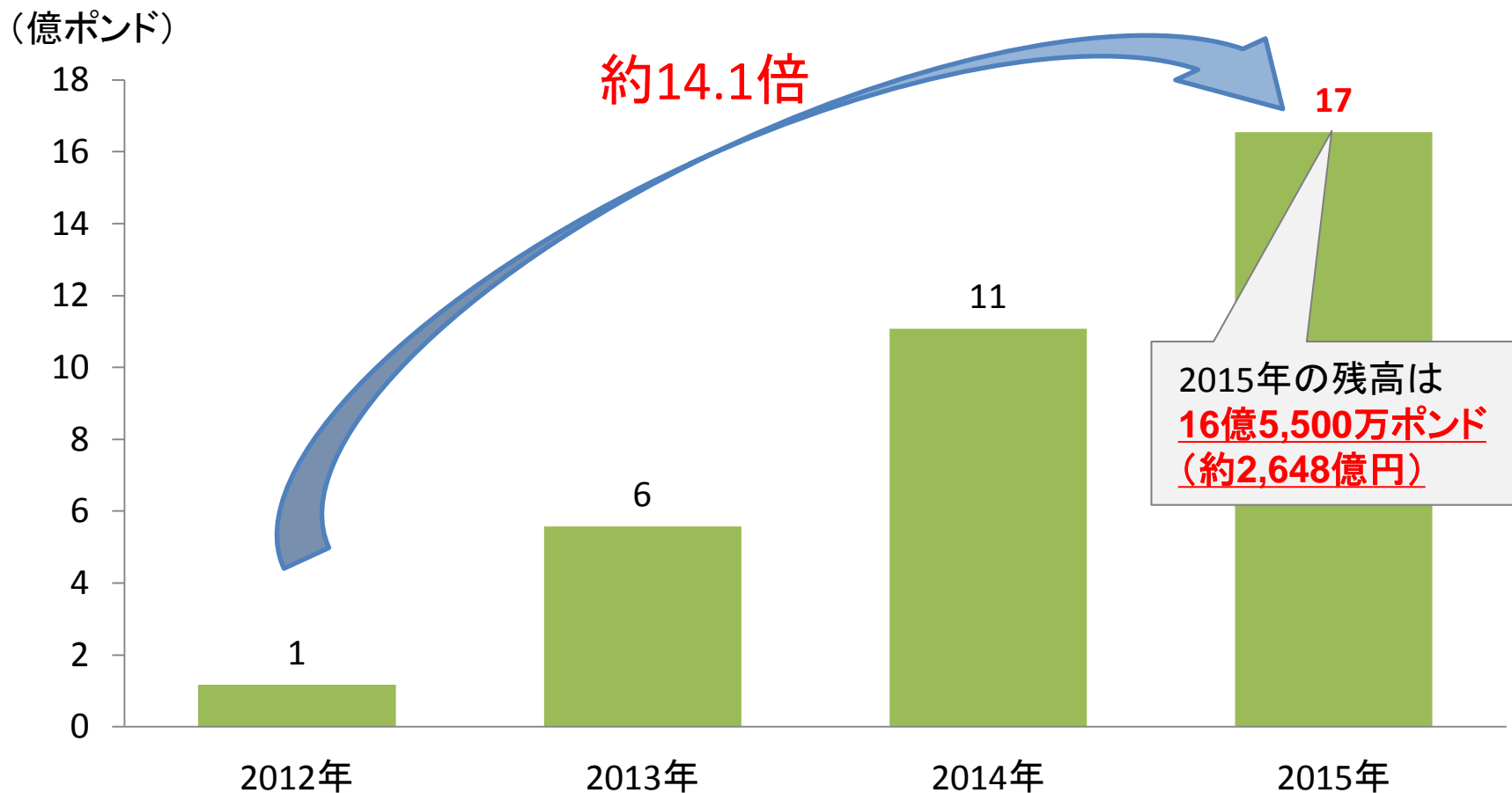
(出所)英国歳入関税庁及び金融庁資料より日本証券業協会作成

ジュニアISA制度の概要(2016年)

	ジュニアISA(英国)		ジュニアNISA(日本)
	株式型ジュニアISA	預金型ジュニアISA	
導入時期	2011年11月1日		2016年4月1日
口座開設者	満18歳未満の居住者		満20歳未満の居住者 (※口座開設年の1月1日現在時点)
口座開設期間	恒久		8年(2016年~2023年) ※2023年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	恒久		5年
対象商品	株式、債券、投資信託、保険等	預金、MMF等	上場株式、株式投資信託等
非課税対象	配当、譲渡益、利子等	利子	配当、譲渡益
拠出上限額	株式型と預金型の合計で4,080ポンドまで(2016年度)		年間合計で80万円まで (※手数料は含まない)
スイッチング	可能		不可

(出所)英国歳入関税庁及び金融庁資料より日本証券業協会作成

ジュニアISAの資産残高の変遷(2012年～2015年)



(注) 各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高。

(出所) 英国歳入関税庁 “Individual Savings Account (ISA) Statistics”, August 2015より日本証券業協会作成

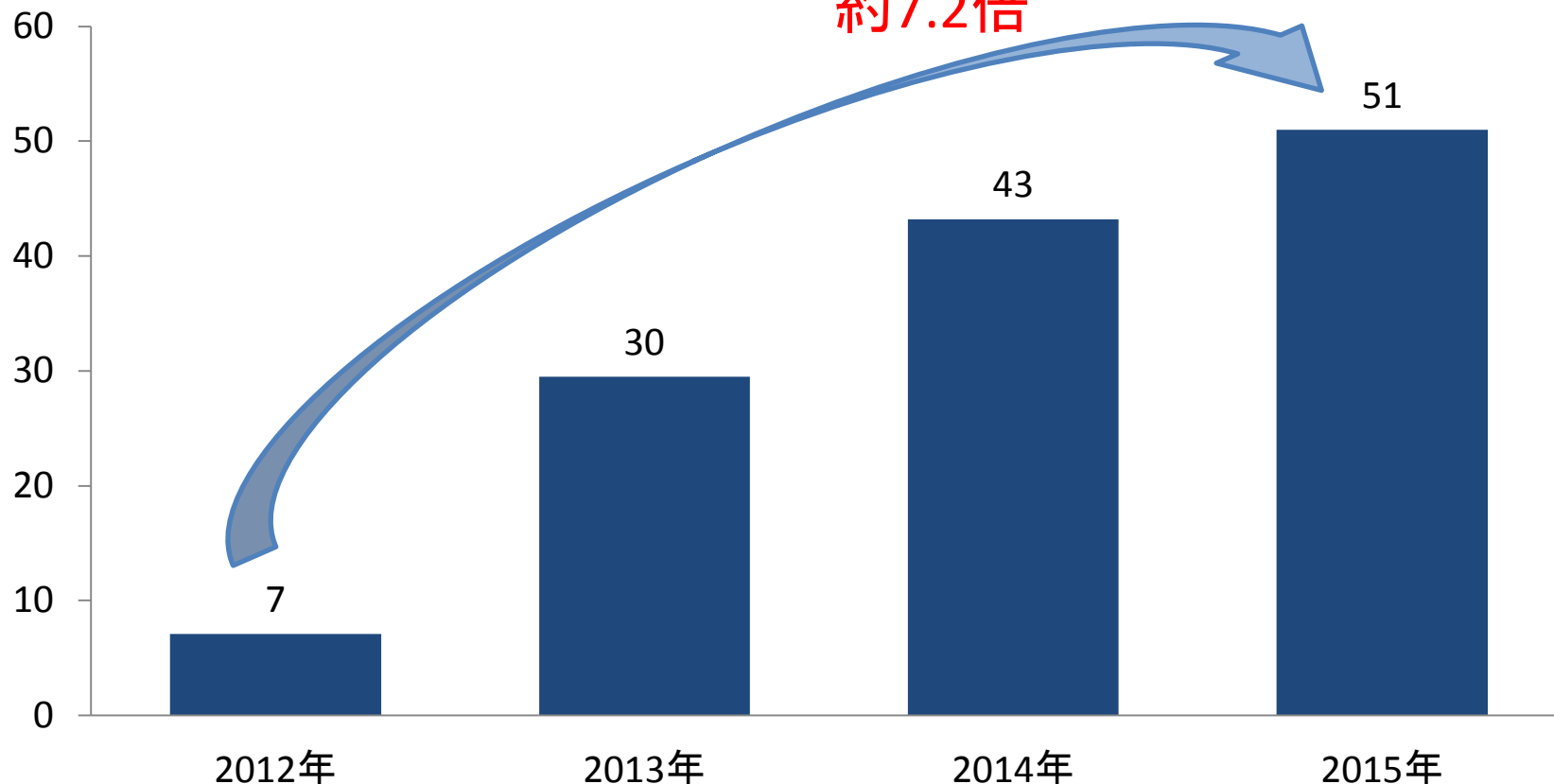
ジュニアISAの稼働口座数の変遷(2012年～2015年)

(参考:2014年末時点の英国人口)

総人口:約6,400万人

(万口座) うち20歳未満人口:約1,500万人

約7.2倍



(注)各年の4月5日(英国課税年度末)現在の口座数。

(出所)英国歳入関税庁“Individual Savings Account (ISA) Statistics”, August 2015より日本証券業協会作成